

多重投稿（多重出版）について

一般社団法人日本理学療法教育学会 機関誌「理学療法教育」編集委員会

多重投稿（多重出版）とは、すでに投稿（出版）された論文とほぼ同じ内容の論文を、先の論文を明記することなく、同じ原稿を2つ（もしくはそれ以上）の雑誌に同時に投稿することです。また、同一内容の原稿を、同一言語、複数言語に関わらず、同時に複数の雑誌に投稿することです。これは、例外を除いて（2. 容認される二次出版参照）、許容されず、研究倫理を著しく損なう行為であり、研究者として不適切な行為です。先の論文に明記することなく同じ原稿を投稿することは、異なる複数の研究とみなされることで科学的根拠を歪曲させることにもつながります。このことは、著作権や出版倫理などの点からも問題となりますので、十分に気をつけて投稿してください。

ご不明な点がございましたら、機関誌「理学療法教育」編集委員会までお問い合わせ下さい。

1. 多重投稿（多重出版）の判断基準

同一の（または重複した）症例群やデータセットを対象とすることが、必ずしも多重投稿（多重出版）に該当するわけではない。その論文を多重投稿（多重出版）に該当する「内容の大幅な重複」とみなすか否かは編集委員会で審議決定する。投稿された論文の学術的な意義は、あくまでも先行論文には含まれない追加された新たな知見を基に判断する。ただし、一律の基準は設定できず、明確に判断できないこともある。以下、判断基準を示す。

➤ 多重投稿（多重出版）の判断基準

- ① 異なる言語での同一内容の投稿は多重投稿（多重出版）とみなす。
- ② 新たに投稿する論文において、既に発表している論文との差異を明確に記述しなければならない。
ここでいう差異とは、新たに投稿する論文に別の原著論文で記述されていない重要な内容もしくは知見が含まれていることである。
- ③ 既に発表している論文の本文や図表等の一部でも引用する場合には、新たに投稿する論文において出典を明記する必要がある。また責任著者は投稿時のカバーレターで多重投稿（多重出版）にあたらないことを明記する必要がある。
- ④ 既に発表または投稿中の原著論文の著者は、同一内容又は極めて類似した内容を別の原著論文として投稿してはならない。

➤ 多重投稿（多重出版）に該当しない

- ① 学位取得に関わる要件として大学・研究機関から提出を求められ、博士論文の一部として発表する場合。
- ② プレスリリースも既に投稿された論文とみなすため、プレスリリースは公開（出版）後に行って

いる。

- ③ プレプリントサーバーへの掲載は既に掲載された論文には該当しない。
- ④ 学会発表は、研究の途中での進捗を報告しているとみなされるため、その抄録は必ずしも既に掲載された論文とはみなさない。新たに投稿された論文において既に発表した内容が当該要旨に含まれることを適切に明示する必要がある。ただし、抄録とほぼ同一のデータ・図表で構成された論文は多重出版とみなされることがある。

2. 容認される二次出版

複数の雑誌に掲載して、広く知らせたり（政府機関や学会によって制定されたガイドライン記事など）、異なる読者が想定される論文・翻訳記事のように、ある雑誌に掲載された論文と同じ内容を他誌に重複して掲載したりすることがある（二次出版）。ICMJE Recommendations (December 2021)の以下の基準を満たしていれば、二次出版は容認されるとしている。

- 著者が両方の雑誌の編集者から許可を得ている。
- 初版の優先権を尊重するため、二次出版までには、両誌の編集者と著者により取り決められた期間をおく。
- 異なる読者層を対象としている。
- 初版のデータ及び解釈を忠実に反映している。
- タイトルは、その論文が初版の二次出版であることを明示する。

3. 分割出版（サラミ出版・サラミ論文）

サラミ論文とは、一つの論文を細かく分割して複数の論文として投稿することを指す。サラミ論文は、研究全体の把握がしにくくなること、メタアナリシスの結果をゆがめることで学術の発展の妨げ、さらには業績の意図的な水増しとみなされる不適切な行為である。

➤ サラミ論文に該当する例

ある施設で収集したデータ2年分を、特に科学的に妥当な理由がないにも関わらず、1年分ずつに時期を分割し、同じ解析方法で検討した論文。